

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでなく、交付することができないので地方税法第20条の2及び紀の川市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、総務部収納対策課において保管し、送達を受けるべき者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和7年度 市県民税・給与特徴 督促状4月	久堀 和希	
	株式会社 大地	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。
当掲示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでなく、交付することができないので地方税法第20条の2及び紀の川市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、総務部収納対策課において保管し、送達を受けるべき者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和7年度 市県民税・給与特徴 督促状5月	株式会社 大地	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。
当揭示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類はその送達を受けるべき者の所在が明らかでないため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和8年度 市県民税・普通徴収 督促状 1期	森田 朋之	
	棚野 良	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。

当揭示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでなく、交付することができないので地方税法第20条の2及び紀の川市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、総務部収納対策課において保管し、送達を受けるべき者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和8年度 市県民税・給与特徴 督促状6月	久堀 和希	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。
当揭示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでなく、交付することができないので地方税法第20条の2及び紀の川市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、総務部収納対策課において保管し、送達を受けるべき者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和8年度 国民健康保険税 1期 督促状	平尾 栄二	
	仲村 典子	
	妻木 悠里	
	高野 徳三	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。

当掲示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類はその送達を受けるべき者の所在が明らかでないため、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和8年度 軽自動車税 随1期 督促状	田上 翔太	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。
当掲示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。

公 示 送 達 書

公 告

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでなく、交付することができないので地方税法第20条の2及び紀の川市税条例第18条の規定により公示送達します。

なお、この書類は、総務部収納対策課において保管し、送達を受けるべき者からの申し出があれば、いつでも交付します。

令和8年9月15日

和歌山県紀の川市長 岸本 健



書類の表示	送達を受けるべき者の氏名	備考
令和8年度 軽自動車税 全期 督促状	堀野 智也	
	福井 蓮那	

備考 上記書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。
当掲示書が複数枚ある場合は2枚目以降も確認してください。